

自立支援医療機関指導監査調査票等の記載 Q & A

令和 7 年 2 月 26 日

Q 1. どの医療が監査の対象となっているのか？

A 1. 貴医療機関で取扱う公費負担医療の法別番号で判断してください。
更生医療（＝法別番号15）、育成医療（＝法別番号16）
精神通院医療（＝法別番号21）

Q 2. パソコンからふじのくに電子申請システムにアクセスするにはどうすれば良いか？

A 2. 県障害福祉課ホームページにリンクを掲載しています。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shintaishogai/1003012/1023746.html>)

上記 URL のページへは、以下の手順でアクセスできます。

「県障害福祉課トップページ」⇒「最新情報・お知らせ」
⇒「指定自立支援医療機関書面監査を実施します」

Q 3. 更生・育成と精神通院の両方で指定を受けているが両方ともに提出する必要があるか？

A 3. 薬局、訪問看護の場合、ふじのくに電子申請システムで、一括して調査票へ回答することができます。
病院・診療所の場合は、申込みフォームが異なりますので、それぞれの調査票へ回答してください。
なお、いずれの場合においても紙媒体で提出する場合は、それぞれの調査票に回答し、提出してください。

Q 4. 複数の指定自立支援医療機関を営んでいる場合、全ての自立支援医療機関ごとに調査票に回答するのか？

A 4. 複数の指定自立支援医療機関を営んでいる開設者は、全ての指定自立支援医療機関分を回答し、提出してください。
ただし、本監査では政令市（静岡市、浜松市）で指定を受けている医療機関は対象外となります。

Q 5. 実人数の考え方について説明してほしい。

A 5. Aさん、Bさんという、1個人で1人とカウントします。
1年間を通して合計3か月の処方を受けているAさんも、
12か月連続処方を受けているBさんも1人としてカウントします。

Q 6. 経験年数の考え方について説明してほしい。

A 6. 経験年数は、医師の場合は該当医療の研究年数・診療経験年数、薬剤師の場合は、該当医療の調剤実務経験年数になります。
現在在籍する医療機関の勤務年数ではないので、注意してください。
また、薬剤師の経験年数の内、販売従事者として勤務した年数は含まないようにしてください。

Q 7. 休止中の医療機関についても提出するのか？

A 7. 休止中であっても提出してください。
休止中であるが、今後事業再開の予定がない場合は、廃止届又は辞退申出書の提出をお願いします。
・廃止届…既に医療機関として廃止している場合。廃止年月日次第で、遅延理由書の届出が必要な場合があります。
・辞退申出書…現在医療機関の営業は休止中であるが、再開の目処が立っていない場合。辞退予定年月日は、申出書の提出の1か月後としてください。

Q 8. 利用者がいなかった場合も、療養担当規程実施点検表に回答するのか？

A 8. 対象期間の利用実績が無い場合は、今後利用者が現れた際に貴医療機関がとる対応として読み替え、回答してください。

Q 9. ふじのくに電子申請システムは、どの端末で回答することができるのか？

A 9. ふじのくに電子申請システムは、PCやスマートフォン等のインターネットが繋がる端末から回答できます。
なお、いわゆるガラケーや一部の古いOSのスマートフォンでは接続ができない場合がございます。
ふじのくに電子申請システムでの回答ができない場合は、以下のURLから県障害福祉課ホームページにアクセスしていただき、調査票を印刷の上、御回答ください。

< 県障害福祉課ホームページURL >

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/s hintaishogai/1003012/1023746.html>